

佐賀東部水道企業団工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀東部水道企業団契約事務規程(昭和50年管理規程第3号。以下「契約事務規程」という。)その他別に定めがあるもののほか、佐賀東部水道企業団が発注する工事(以下「工事」という。)の検査(以下「検査」という。)を適正かつ効率的に執行するため必要な事項を定めるものとする。

(検査監等)

第2条 検査に係る事務に関し、総合的管理を行うため、検査監を置く。

2 検査監は、企業長の命を受けて検査に係る事務を総括し、総合的管理を行う。

3 検査に係る事務に関し、検査監を補佐するため、副検査監を置く。

4 副検査監は、検査監を補佐し、検査監の指示する事務を掌理する。

(検査員)

第3条 契約事務規程第22条第2項に規定する検査員のうち職員であるもの(以下「検査員」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 専門検査員 副検査監

(2) 指定検査員 企業長があらかじめ指名する職員

(3) 担当課検査員 工事を担当する課長(以下「担当課長」という。)があらかじめ指名する係長以上の職にある職員

2 前項に定める検査員が行う検査は、次のとおりとする。

(1) 専門検査員及び指定検査員

ア 契約金額が1件130万円を超える工事の検査

イ その他検査監が必要と認める検査

(2) 担当課検査員 契約金額が1件130万円以下の検査

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 成工検査 工事が完成したときに行う検査で、出来形検査、部分使用検査及び中間検査において検査した部分を含む全ての部分について行うもの

(2) 出来形検査 工事の請負者(以下「請負者」という。)に対し当該工事に係る代金の部分払をしようとするとき、契約の解除があったとき又は災害の発生があったときにおいて出来形部分に対して行う検査

(3) 部分使用検査 工事の一部が完成し、部分使用をしようとするときにおいて当該一部の完成を確認する検査

(4) 中間検査 工事の状況を査察し、契約の履行を確認するため工事中随時に行う検査で、検査監が必要と認めるもの

(検査及び検査の方法)

第5条 検査は、検査員によって行う。

2 検査員は、関係者に対して、検査に必要な労務の提供、機械器具、関係書類その他物件の提供及び説明を求めることができる。

3 検査員は、あらかじめ設計図書(仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書をいう。以下同じ。)に基づき工事の内容について把握し、実地において契約書、設計書、設計図書その他の必要な書類に基づき別に定める基準に従い、厳正かつ公正に検査を行わなければならない。

4 検査員は、設計図書、数量表等と出来形及び出来形数量とを対比し、品質についても検査するものとする。

5 前2項の場合において、検査員は、必要があると認められるときは、取壊し若しくは分解又は試験をすることができる。

6 検査員は、地下、水中工事等で外部から検査し難い部分については、当該工事の監督員(契約事務規程第22条第2項に規定する者をいう。以下同じ。)から施工の状況を聴くとともに工事写真その他の関係資料により検査することができる。

(検査の手続)

第6条 担当課長は、契約金額が1件130万円を超える工事について請負者から契約事務規程第22条第4項に規定する監督・検査確認申請書が提出されたときは、検査監に当該工事に係る検査を依頼するものとする。

2 検査監は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに検査日時並びに検査員の職及び氏名を調整し、検査員及び担当課長に知らせるものとする。

(検査の準備)

第7条 工事の監督員及び請負者は、検査に当たり次に掲げる書類等の準備をしなければならない。

- (1) 契約関係書類
- (2) 工事の施行に関する記録その他の必要な資料
- (3) 設計図書に定めた検査に必要な措置
- (4) 検査に必要な機器及び設備
- (5) その他参考となる資料

(検査の立会い)

第 8 条 検査員は、検査を行うときは、請負者又は現場代理人(以下「請負者立会人」という。)のほか、当該工事の監督員及び当該工事の担当課長が指定した職員(以下「担当課立会人」という。)を立ち合わせるものとする。

(検査の中止)

第 9 条 検査員は、次のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに検査監に報告するものとする。

- (1) 残工事が著しく、検査に値しないと認められるとき。
- (2) 工事の施行結果に重大な欠陥が認められるとき。
- (3) 検査の際、請負者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げて検査を行うことができないとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、検査の実施が困難となったとき。

2 検査監は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその旨を担当課長に報告するものとする。

(検査の委託)

第 10 条 検査監は、契約事務規程第 22 条第 1 項の規定に基づき、検査員以外の者に検査を委託しようとするときは、企業長の決裁を得なければならない。

2 検査監は、前項の規定により検査を委託したときは、委託を受けた者にその検査結果について検査報告書その他検査の内容を明確にした書類を提出させるものとする。

3 検査監は、必要と認めるときは、前項の規定による委託を受けた者が行う検査に指定検査員を立ち合わせることができる。

(検査の報告)

第 11 条 検査員は、検査(第 4 項に規定する再検査を含む。)が終了したときは、工事検査結果報告書(様式第 1 号)により検査監を経由して技術管理者及び企業長に報告するものとする。ただし、契約金額が 1 件 130 万円以下の工事の検査については、検査監を経由することを要しない。

2 検査員は、検査の結果、手直し(軽易な手直しを除く。)又は補強(以下「手直し等」という。)を必要と認めたときは、その旨を検査監を経由して技術管理者に報告するものとする。ただし、出来形検査の結果については、この限りでない。

3 技術管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、手直し指示書(様式第 2 号)により請負者に指示するとともに、その写しを担当課長に送付するものとする。

4 検査員は、前項の規定に基づき手直し等を指示された請負者が当該手直し等を完了したときは、再検査をしなければならない。この場合においては、第 6 条から第 9 条までの規定を準用する。ただし、口頭による軽易な手直しについては、監督員が口頭指示手直し確認書(様

式第3号)を検査監に提出することにより再検査に代えることができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか検査について必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀東部水道企業団工事検査要綱(平成 24 年訓令第 2 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。